

大阪府環境審議会「土壌汚染対策検討部会」運営要領（案）

第 1 趣 旨

大阪府環境審議会条例（平成 6 年大阪府条例第 7 号。以下「条例」という。）第 6 条第 2 項の規定により、大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌汚染対策のあり方について検討するため、大阪府環境審議会に土壌汚染対策検討部会（以下「部会」という。）を置く。

第 2 組 織

- (1) 部会は、条例第 6 条第 3 項の規定により、次に掲げる者につき、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。
 - ① 条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する委員 3 名程度
 - ② 条例第 3 条第 2 項に規定する専門委員 2 名程度
- (2) 部会に部会長を置く。部会長は、委員の中から会長が指名する。
- (3) 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

第 3 会 議

- (1) 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。
- (2) 部会は、これに属する委員及び専門委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

第 4 補 則

この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 11 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 6 月 日から施行する。